

各県立学校長 様

スポーツ健康教育課長  
( 公 印 省 略 )

学校の飼養鳥に係る対応の徹底について (通知)

島根県内において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、別添写しのとおり生活環境部から依頼がありました。

については、学校等での飼養鳥について、下記を参考に、適切に対応していただくようお願いします。

記

1 児童生徒や教職員などに対する野鳥への対応等の周知徹底

野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や排泄物等に触れた場合は、手をきちんと洗い、うがいをする。死んだ野鳥を発見した場合には、手でさわらず、下記連絡先に連絡すること。

2 飼養鳥の適切な管理

- ① エサ箱や水飲み場に野鳥を近づけない。
- ② 野鳥との接触を避けるため、庭や池での放し飼いは自粛し、当分の間、飼育小屋内で飼育する。また、野鳥の侵入を防ぐため、飼育小屋の金網などの隙間、破れをネット等でふさぐ。
- ③ 鳥を飼っている場所はこまめに掃除し、消毒を行う。飼育器具 (給水容器、エサ箱等) も定期的に消毒を行う。
- ④ 飼育小屋内は専用の靴 (長靴など) に履き替える。飼育小屋の出入り口には、消毒薬を入れた容器を設置し、ブラシを併用して、靴底などをしっかり消毒する。
- ⑤ 口移しでエサを与えるのはやめる。
- ⑥ 飼養鳥の世話をした後は必ず手を洗い、うがいをする。
- ⑦ 飼養鳥の健康観察を徹底し、異常を認めた場合は速やかに最寄りの総合事務所生活環境局に連絡する。

【連絡窓口】電話番号	東部総合事務所生活環境局生活安全課	0857-20-3675
	中部総合事務所生活環境局生活安全課	0858-23-3149
	西部総合事務所生活環境局生活安全課	0859-31-9320

担 当 健康教育室 (清末)

電 話 0857-26-7527

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

鳥取県教育委員会事務局  
スポーツ健康教育課長  
（公印省略）

学校の飼養鳥に係る対応の徹底について（通知）

鳥根県内において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、別添写しのとおり生活環境部から依頼がありました。

ついては、学校等での飼養鳥について、下記を参考に、適切に対応していただくようお願いします。なお、このことについて、貴管内の学校へ周知をお願いします。

記

1 児童生徒や教職員などに対する野鳥への対応等の周知徹底

野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や排泄物等に触れた場合は、手をきちんと洗い、うがいをする。死んだ野鳥を発見した場合には、手でさわらず、下記連絡先に連絡すること。

2 飼養鳥の適切な管理

- ① エサ箱や水飲み場に野鳥を近づけない。
- ② 野鳥との接触を避けるため、庭や池での放し飼いは自粛し、当分の間、飼育小屋内で飼育する。また、野鳥の侵入を防ぐため、飼育小屋の金網などの隙間、破れをネット等でふさぐ。
- ③ 鳥を飼っている場所はこまめに掃除し、消毒を行う。飼育器具（給水容器、エサ箱等）も定期的に消毒を行う。
- ④ 飼育小屋内は専用の靴（長靴など）に履き替える。飼育小屋の出入り口には、消毒薬を入れた容器を設置し、ブラシを併用して、靴底などをしっかり消毒する。
- ⑤ 口移しでエサを与えるのはやめる。
- ⑥ 飼養鳥の世話をした後は必ず手を洗い、うがいをする。
- ⑦ 飼養鳥の健康観察を徹底し、異常を認めた場合は速やかに最寄りの総合事務所生活環境局に連絡する。

【連絡窓口】電話番号	東部総合事務所生活環境局生活安全課	0857-20-3675
	中部総合事務所生活環境局生活安全課	0858-23-3149
	西部総合事務所生活環境局生活安全課	0859-31-9320

担当	健康教育室（清末）
電話	0857-26-7527



第201000139551号  
平成22年11月30日

福祉保健部子育て支援総室長  
教育委員会事務局スポーツ健康教育課長 } 様

生活環境部くらしの安心局  
くらしの安心推進課長  
( 公 印 省 略 )

学校の飼養鳥に係る対応の徹底について (依頼)

日頃より本県の動物行政へ御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般島根県内において高病原性鳥インフルエンザの疑似患者が確認され、別添写しのおり島根県から報道提供があったところであり、本県においても、発生を未然に防止するため、監視体制の強化等を図っていく必要があります。

つきましては、学校等での飼養鳥について以下の対応を徹底していただきますよう、県内各学校等への周知をお願いします。

なお、現在のところ、本県においては、高病原性鳥インフルエンザの発生は確認されていません。

記

- 1 エサ箱や水飲み場に野鳥を近づけない。
- 2 野鳥との接触を避けるため、庭や池での放し飼いは自粛し、当分の間、飼育小屋内で飼育する。また、野鳥の侵入を防ぐため、飼育小屋の金網などの隙間、破れをネット等でふさぐ。
- 3 鳥を飼っている場所はこまめに掃除し、消毒を行う。飼育器具(給水容器、エサ箱等)も定期的に消毒を行う。
- 4 飼育小屋内は専用の靴(長靴など)に履き替える。飼育小屋の出入り口には、消毒薬を入れた容器を設置し、ブラシを併用して、靴底などをしっかり消毒する。
- 5 口移しでエサを与えるのはやめる。
- 6 飼養鳥の世話をした後は必ず手を洗い、うがいをする。
- 7 飼養鳥の健康観察を徹底し、異常を認めた場合は速やかに最寄りの総合事務所生活環境局に通報する。

【連絡窓口】

	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	0859-31-9320

くらしの安全担当 織奥

電話: 0857-26-7877

ファクシミリ: 0857-26-8171

プレスリリース

平成22年11月29日  
農林水産部食料安全推進課

県内における高病原性鳥インフルエンザの疑いが強い事例の発生について

- 1 発生農場の概要  
安来市の養鶏農家（採卵鶏、2万羽飼養）
- 2 経緯  
11月29日 朝 ・農場主が5羽の死亡を確認  
午前 ・県松江家畜衛生部が簡易検査で陽性を確認  
・農場主に対し、飼養する鶏の移動自粛の要請  
・県家畜病性鑑定室へ検体を搬入  
20:30 ・PCR検査で高病原性鳥インフルエンザの疑いが強い事例の発生と判断
- 3 今後の予定
  - (1) (独)動物衛生研究所に検体を搬送後、ウイルスを確認し、高病原性鳥インフルエンザの発生を確定します。(12月1日夜の見込み)
  - (2) 発生が確定した場合
    - ・鳥根県危機管理対策本部を設置
    - ・発生農場の鶏の殺処分
    - ・半径10 km以内の農場の鶏等の移動規制等の防疫処置を実施

なお、本日22時から県庁6階防災センター室において、鳥根県危機管理連絡会議が開催されます。会議終了後、取材に応じます。

【報道機関へのお願い】

- 1 発生現場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、問い合わせ等は下記にお願いいたします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先  
鳥根県農林水産部食料安全推進課  
品川 GL  
0852-22-5137  
鳥根県農林水産部農畜産振興課  
川上管理室  
0852-22-6022



# 鳥インフルエンザを予防するため 鶏など鳥類を飼育している 学校、幼稚園・保育園へのお願い

## 1. 鳥インフルエンザについて

### ① 鳥インフルエンザとは？

鳥インフルエンザウイルスによって引き起こされる鳥類の伝染病のことです。  
鳥インフルエンザには、いくつかのタイプがあり、感染を受けた鳥類が死亡するなど強い症状を引き起こすタイプのものが、現在大きな問題となっています。

### ② 鳥などが感染したときの症状は？

- ❑ 元気や食欲がなくなり、羽が逆立つ
- ❑ とさかが腫れ、色が悪く紫色になる
- ❑ 苦しそうな呼吸や咳、くしゃみが目立つ
- ❑ 下痢がなおらない
- ❑ 首を曲げた姿勢が元にもどらない

## 2. 鳥インフルエンザの予防対策

### ① 飼育管理上の注意事項

何よりも鶏などを常に衛生的な環境で飼育することが大切です。  
次のことに注意して、飼育してください。

- ❑ 飼育する鳥の健康状態を毎日、確認する。
- ❑ 鳥小屋の中だけでなく、周囲の清掃も併せて行う。
- ❑ 餌や飲み水（汲み置いた水はやらない）は毎日、新鮮なものを与える。
- ❑ 天気の良い日を選んで1～2回/月程度、鳥小屋内や餌箱、給水器を消毒液（逆性石鹼等）で消毒する。

また、ウイルスが渡り鳥や野鳥を介して侵入することも考えられます。野鳥などが鳥小屋の中に入らないよう、鳥小屋の破損箇所は補修しておきましょう。野鳥などの糞が鳥小屋に入らないようにするには、鳥小屋の出入り口に、消毒液を入れたバット等を設置し、靴底の消毒が行えるようにすることも良い方法です。

### ② 世帯を回る児童や園児への注意事項

鳥インフルエンザウイルスは、人にも感染する場合があります。児童や園児の皆さんには、次のようなことをご指導ください。

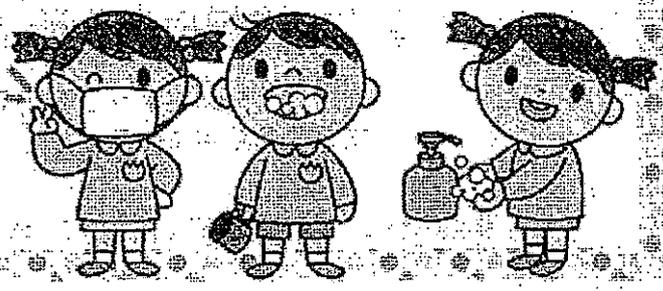
- ❑ 鳥の世話をするとき、念のためマスクをする。

❑ 飼育小屋を掃除した後 必ず石けんで

❑ 鳥にさわった後 手を洗い、うがい

❑ フンなどにさわったとき をする。

- ❑ いつもと様子の違う鶏がいたら、すぐに先生に知らせる。



(参考)

### 健康観察表(例)

月 日( ) 時 分 観察 観察者

鳥の種類・名前:

観察項目	結果	ポイント
元 気	ある・ない	うすくまり
とさかの状態	よい・悪い	腫れる、赤紫色
羽の状態	よい・悪い	羽が逆立つ
食 欲	ある・ない	餌を残す
呼吸の状態	普通・悪い	ゼーゼー音、咳、くしゃみ
糞の状態	普通・悪い	下痢

### 3. 相寄している鳥に異常がみられた場合の対応

鳥などに異常があった場合は、すぐに最寄りの家畜保健衛生所に相談してください。

獣医師職員が出向き、鳥インフルエンザの疑いがあるかどうかを確認したうえで、対処方法を指示します。

青鳥インフルエンザウイルスが、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染することはありません。

